

裁判員制度の実施

福田 達也, 藤野 元 博

東亜大学 人間科学部 専任講師

はじめに

1. 裁判員制度の導入目的・背景
2. 裁判員制度の対象となる事件
3. 裁判員の資格・選出方法
4. 裁判員の辞退
5. 裁判員の仕事・義務など
6. 裁判員の日当など

おわりに

注

はじめに

裁判員制度は、2009年5月21日から実施される¹。裁判員制度とは、我々国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑に処するかを裁判官と一緒に決める制度である。国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼の向上につながることを期待されている。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等でも行われている。本稿は、来るべき裁判員制度の実施に備え、その概要を紹介するものである²。

1. 裁判員制度の導入目的・背景

裁判員制度は、1999年7月、内閣に設置された司法制度改革審議会が、2001年6月に取りまとめた意見書の中で「司法制度改革の三つの柱」の一つとして国民的基盤の確立を掲げ、その中核として導入が提言された。その後、内閣に設置された司法制度改革推進本部において、裁判員制度導入のための法律案の立案作業が進められ、2004年3月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」が国会に提出され、同年5月21日に可決成立し、

同月28日に公布された。2008年4月18日に同法律の施行期日を定める政令が公布され、裁判員制度は、2009年5月21日から実施される。

これまでの裁判は、検察官や弁護士、裁判官という法律の専門家が中心となって行われてきた。丁寧で慎重な検討がされ、またその結果詳しい判決が書かれることによって高い評価を受けてきた。しかし、その反面、専門的な正確さを重視する余り審理や判決が国民にとって理解しにくいものであったり、一部の事件とはいえ、審理に長期間を要する事件があったため、刑事裁判は近寄りづらいという印象を与えてきた面もあったと考えられる。また、現在、多くの国では刑事裁判に直接国民が関わる制度が設けられており、国民の司法への理解を深める上で大きな役割を果たしている。そこで、司法制度改革の中で、国民の司法参加の制度の導入が検討され、裁判官と国民から選ばれた裁判員が、それぞれの知識経験を生かしつつ一緒に判断すること（これを「裁判員と裁判官の協働」と呼んでいる）により、より国民の理解しやすい裁判を実現することができるとの考えのもとに裁判員制度が提案されたのである。刑事裁判に裁判員が参加することにより、裁判官、検察官、弁護人も、国民に分かりやすく、迅速に裁

判が行われるよう努めることになる。また、法律の専門家が当然と思っているような基本的な事柄について、裁判員から質問や意見が出されることによって、国民が本当に知ろうと思っているのはどういう点なのかということが明らかになり、国民が理解しやすく納得のいきやすいものになる。つまり、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されていくことになる結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、司法が、より身近なものとして信頼も一層高まることが期待されている。

ところで、かつて日本において、国民が裁判に参加する裁判制度があった。1928年から1943年まで行われた陪審裁判である。この陪審裁判は、国民（30歳以上の男性、3円以上の国税を納めている者など制限がある。）が司法に参加する制度であり、陪審資格者名簿で抽選を重ねて選ばれた12人の陪審員が素人の立場で審理に参加し、犯罪事実の有無を答申する制度である。1923年に陪審法が制定され、5年の準備期間を経て、1928年から1943年まで行われた。その後、1928年4月1日「陪審法ノ停止ニ関スル法律」の成立によって陪審制が停止されたが、「陪審法ノ停止ニ関スル法律」は、「今次ノ戦争終了後再施行スルモノトシ」（附則第3項）と規定し、その効力を一時停止しただけである。戦争によって一時的に停止しているが、古くから日本には民意を裁判に反映させる制度が存在していたのである。

また、諸外国においても、国民が刑事裁判に参加する制度を導入している国は多数あり、国民が裁判に関与する形態等はそれぞれの国によって様々だが、おおむね陪審制と参審制に分けることができる。陪審制とは、先述のように、日本においてもかつて導入されていたものであるが、基本的に、犯罪事実の認定（有罪かどうか）は陪審員のみが行い、裁判官は法律問題（法解釈）と量刑を行う制度である。陪審員は、事件ごとに選任される点に特色があり、アメリカやイギリスなどで採用されている。参審制とは、基本的に、裁判官と参審員が一つの合議体を形成して、犯罪事実の認定や量刑のほか法律問題についても判断を行う制度である。参審員は、任期制で選ばれる点に特色があり、ドイツ、フランス、イタリアなどで採

用されている。裁判員制度は、裁判員と裁判官が合議体を形成するという点では参審制と同様だが、裁判員は事実認定と量刑を行い、法律問題は裁判官のみで行う点で参審制とは異なる。他方、裁判員が事件ごとに選任される点では陪審制と同じである。このように、裁判員制度は、参審制・陪審制のいずれとも異なる日本独自の制度だと言えることができる。さらに、戦前・戦中に行われていた陪審制度は、有罪かどうかは陪審員が決め、有罪の場合にどのような刑にするかを裁判官が決めるものであった。これに対し、裁判員制度は、裁判員と裁判官と一緒に、有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを決める制度である。裁判員裁判では、原則として、裁判員6人、裁判官3人による合議制によって審理がなされるが、1. 被告人が事実を争っておらず、2. 当事者に異議がなく、3. 裁判所が適当と認めた場合は、裁判員4人、裁判官1人で審理及び裁判をすることができる。

2. 裁判員制度の対象となる事件

裁判員制度は、地方裁判所で行われる刑事裁判について導入される。裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば、①人を殺した場合（殺人）、②強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させてしまった場合（強盗致死傷）、③人にけがをさせ死亡させてしまった場合（傷害致死）、④泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき死亡させてしまった場合（危険運転致死）、⑤人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）、⑥身の代金をとる目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）、⑦子供に食事を与えず放置したため死亡してしまった場合（保護責任者遺棄致死）などである。また、刑事裁判の控訴審や民事事件、少年審判等は裁判員制度の対象にはならない。

刑事裁判は全国で毎日行われており、2006年には地裁だけで10万件以上の刑事事件の起訴があり、すべての刑事事件に裁判員制度を導入すると国民の負担が大きくなるため、国民の意見を採用するのにふさわしい、国民の関心の高い重大な犯罪に限って裁判員裁判が行われるのである。

さらに、法律の定めている対象事件に当たれば、審理する期間に関係なく裁判員の担当する事件と

なる。もっとも、裁判員裁判では、多くの事件は数日で終わると見込まれている。つまり、これまでの裁判は約1か月おきに間隔をあけて行われていたため、裁判員制度の対象となる事件についてみると、平均して約8か月かかっていたが、実際に法廷で審理が行われる日数は6日前後であった。これからは裁判員の負担も考慮され、できる限り毎日開廷されるようになるため、同じ事件でも、仮に平日に毎日開廷されれば、1週間程度で審理が終わる計算となり、迅速な裁判が実現されるという効果も期待できる。

加えて、同じ被告人に対して複数の事件が起訴され、全ての事件を併せて審理した場合、事件の内容によっては審理期間が著しく長くなるなど、裁判員の負担が著しく大きくなることもあり得る。そこで、このような場合の裁判員の負担を軽減するために、事件をいくつかに区分し、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、裁判員と裁判官で有罪・無罪のみを判断する判決を行うことができる（この有罪・無罪を判断する判決を「部分判決」と言う）。この部分判決を踏まえた上で、最後に審理を行う裁判員と裁判官が、担当する事件の有罪・無罪の判断に加えて全体の事件についてどのような刑にするかを判断し、判決を言い渡すことになる。なお、このように、事件をいくつかに区分し、区分した事件ごとに審理を行う場合、後の事件の審理を担当する裁判員になる者を裁判員候補者の中からあらかじめ選ぶことができる。このあらかじめ選ばれた人のことを選任予定裁判員という。

そして、「裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件」として、被告人の言動等により、裁判員やその家族に危害が加えられたり、生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、裁判員の参加が非常に難しいような事件が挙げられている（裁判員法3条1項）。個々の裁判ごとの判断になるが、例えば、被告人がかつて裁判官への加害・報復を行ったことのある組織のリーダーであり、その組織が、被告人を有罪にした場合には担当の裁判官や裁判員に対して報復する旨の声明を発している場合が考えられる。

3. 裁判員の資格・選出方法

裁判員になるための資格については、衆議院議員の選挙権を有する者（20歳以上）であれば、原則として誰でもなることができる（裁判員法13条）が、次のような者は裁判員になることはできない。

1：欠格事由（裁判員法14条）＝一般的に裁判員になることができない者として、①国家公務員法38条の規定に該当する者（国家公務員になる資格のない者）、②義務教育を終了していない者（義務教育を終了した人と同等以上の学識を有する場合は除く）、③禁錮以上の刑に処せられた者、④心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある者。2：就職禁止事由（裁判員法15条）＝裁判員の職務に就くことができない者として、①国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員、②司法関係者（裁判官、検察官、弁護士など）、③大学の法律学の教授、准教授、④都道府県知事及び市町村長（特別区長も含む）、⑤自衛官、⑥禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その事件の終結に至らない者、⑦逮捕又は勾留されている者など。3：事件に関連する不適格事由（裁判員法17条）＝その事件について裁判員になることができない者として、①審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人等、②審理する事件について、証人又は鑑定人になった者、被告人の代理人、弁護士等、検察官又は司法警察職員として職務を行った者など。4：その他の不適格事由（裁判員法18条）として、裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた者はその事件について裁判員となることができない。

また、裁判員には、年齢の上限はなく、裁判員法では70歳以上の者は裁判員となることについて辞退の申立てをすることができるが、辞退の申立てをしない限り、年齢の上限はない。障害のある者であっても、裁判員としての職務遂行に著しい支障がなければ、裁判員になることができるが、裁判員としての職務遂行に著しい支障があるかどうかは、事案の内容や障害の程度に応じて個別に判断されることになる。例えば、聴覚に障害がある者であれば、証拠として録音テープが提出されており、録音された音がどのように聞こえるかを直接聴いてみなければ十分に心証を形成することができないような事件、また、視覚に障害のある

者であれば、写真や図面（現場の状況、傷口の形状等）を巡る判断が重要な争点になっているような事件では、障害の程度によっては裁判員になることができない場合に当たることがあり得る。

裁判員は、以下のような順序で選出される。①前年の秋頃、各地方裁判所ごとに管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成する。②前年12月頃までに、裁判員候補者名簿に記載されたことを候補者に通知する。この段階ではすぐに裁判所へ行く必要はない。また、就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどをたずねる調査票³を送付する。調査票を返送し、明らかに裁判員になることができない者や、1年を通じて辞退事由が認められる者は裁判所に呼ばれることはない。③事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者が選ばれる。④原則として裁判の6週間前までに、くじで選ばれた裁判員候補者に質問票⁴を同封した選任手続期日のお知らせ（呼出状）が送られる。裁判の日数が3日以内の事件（裁判員裁判対象事件の約7割）では、1事件あたり50人程度の裁判員候補者にお知らせが送られる予定である。質問票を返送し、辞退が認められる場合には、呼出しを取り消されるので裁判所へ行く必要はない。⑤裁判員候補者のうち、辞退を希望しなかったり、質問票の記載のみからでは辞退が認められなかった者は、選任手続の当日、裁判所へ行く。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をする。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は非公開となっている。正当な理由もなく裁判所に行かなかった場合には、10万円以下の過料に処せられることもある。⑥最終的に事件ごとに裁判員6人が選ばれる（必要な場合は、一事件につき最大6人まで補充裁判員も選任される）。通常であれば午前中に選任手続を終了し、午後から審理が始まる。

4. 裁判員の辞退

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民が裁判に参加する制度であるため、原則として辞退できない。ただし、国民の負担が過重なものとならないようにとの配慮などから、法律

や政令で次のような辞退事由を定めており、裁判所からそのような事情にあたと認められれば辞退することができる。すなわち、70歳以上の者、地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限る）、学生・生徒、5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した者・3年以内に選任予定裁判員に選ばれた者及び1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭した者、一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な者（例：重い病気又はケガ。親族・同居人の介護・養育。事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある。父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務がある。妊娠中又は出産の日から8週間を経過していない。重い病気又はケガの治療を受ける親族・同居人の通院・入院に付き添う必要がある。妻・娘の出産に立ち会い、又はこれに伴う入院に付き添う必要がある。住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難である。）、である。

自宅に要介護者がいるときや、また、要介護者がいても、預ける者がいる場合について、介護をしている者がいるというだけで、直ちに辞退ができるわけではない。しかし、裁判員法及び政令では、「介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族」等の介護や養育を行う必要があれば辞退の申立てができることとされているので、介護や養育がどの程度必要か、他の同居の親族が、特に支障なく代わりに介護や養育を行うことができるかなどの事情を考慮し、裁判所が個々のケースごとに、具体的に辞退を認めるかどうかを判断することになる。また、子供が病気にかかっている場合についても同様である。

仕事を理由として辞退が認められるのは、まず、「その従事する事業における重要な用務であつて自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある」場合である。具体的ケースにおいて、仕事を理由とする辞退が認められるかは、裁判員候補者の具体的な事情を、質問票や質問手続において確認した上で、例えば、裁判員として職務に従事する期間（期間が長いほど仕事への影響が大きい）、事業所の規模（事業所の規模が小さいほど仕事への影響が大きい）、担当

職務の代替性（代替性が低いほど仕事への影響が大きい）、予定される仕事の日時を変更できる可能性（裁判員として職務に従事する予定期間に日時変更の困難な業務がある場合には仕事への影響が大きい）などの観点から、総合的に判断されることとなる。また、仕事の関係で「自己又は第三者に経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当な理由がある」場合に該当するときにも、辞退が認められる。辞退の理由となる「重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある」とはどのような場合をいうのか、については、個々のケースごとに、裁判所が、その用務の重要性、自ら行うことの必要性、著しい損害が生じる可能性等を考慮して、裁判員の仕事を行うことが困難であるかどうかを検討し、裁判員を辞退することを認めるかどうかを判断することになる。自営業者である、あるいは、農繁期であるということだけで直ちに辞退が認められるわけではないが、裁判員の仕事を行うことが困難かどうかを判断する中で、自営業者であることや農繁期であることも考慮要素となると考えられる。

そして、裁判所は、辞退事由の有無についての確な判断をするために必要があると認めたときは、裁判員候補者に対して、資料の提出を求めることがある。どのような場合に、どのような資料の提出を求めるかは、事件を担当する裁判所が個別に判断することになるが、例えば、学生証の写し（学生であることを理由に辞退を申し立てる場合）、診断書や介護保険の要介護認定に関する書類（自身や家族が病気療養中であるとか、介護が必要であることを理由に辞退を申し立てる場合）などが考えられる。なお、手元に診断書や介護保険の要介護認定に関する書類などがある場合には、新たに取得しなくてもその写しを提出すれば足りる場合が多いものと考えられる。

また、裁判所から届いた調査票や質問票を返信しない場合に処罰されることはないが、調査票や質問票は裁判員になることができない職業に就いている者や辞退が認められる者など、裁判員に選ばれることがない者が裁判所に行く必要がないようにその事情を早期に把握して、裁判員候補者の負担を軽減するためのものである。したがって、

裁判員になることができない事情のある者や、辞退の希望者などは、記入・返送すべきである。そして、法律上、裁判員候補者が質問票に虚偽の内容を書いたり、裁判員等選任手続における質問に対して嘘を言っただけとはいけないこととされている。これに違反して質問票に虚偽の記載をしたり、裁判員等選任手続における質問に対して嘘を言った場合には、30万円以下の過料に処せられることがある。また、質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出したり、質問に対して嘘を言った場合には、50万円以下の罰金に処せられることもある。

5. 裁判員の仕事・義務など

裁判員に選出されたら、次のような仕事をする。

(1) 公判に立ち会う

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に刑事事件の法廷（公判）に立ち会い、判決まで関与することになる。公判は連続して開かれ、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われる。裁判員から証人等に質問することもできる。証拠には、書類、凶器などの証拠品、証人や被告人の話など、様々な種類があるが、書類の場合は法廷で検察官や弁護人が朗読する書類の内容を聞くことが、凶器などの証拠品の場合は法廷で凶器などの状態を見ることが、証人の場合は法廷で証人の話を聞くことが、それぞれ証拠を取り調べることになる。これらの証拠の取調べについては、それぞれの証拠がどのような事実や争点にどう関連するのかを事前に検察官や弁護人によって明らかにされ、裁判官からも十分な説明がされるので、証拠を見聞きする際のポイントも明らかとなる。裁判員は、これら法廷で取り調べられた証拠のみに基づいて、起訴状に書かれた犯罪行為を被告人が犯したのかどうか（有罪かどうか）を判断する。審理においてどのような証拠が取り調べられるかはケースバイケースだが、判断のために必要がある場合には、死体の写真のような証拠を見なければならぬこともある。このような証拠も、どのような事実があったのか（なかったのか）を判断する上で、必要と認められて取り調べられるものであるが、取調べの仕方については、できる限り

裁判員の負担の少なくなるよう検討されている。

(2) 評議、評決

証拠を全て調べたら、今度は事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑を科すべきか裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）。評議を尽くしても、意見の全員一致が得られなかった場合は、評決は多数決により行われる（ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要）。この場合、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にどのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持つことになる。ただし、裁判員だけによる意見では、被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かの評決の場面では、有罪の判断）をすることはできず、裁判官1人以上が多数意見に賛成していることが必要である。例えば、被告人が犯人かどうかについて、裁判員5人が「犯人である」という意見を述べたのに対し、裁判員1人と裁判官3人が「犯人ではない」という意見を述べた場合には、「犯人である」というのが多数意見だが、この意見には裁判官が1人も賛成していないので、裁判官1人以上が多数意見に賛成していることが必要という要件を満たしていないことになる。したがって、この場合は、被告人が「犯人である」とすることはできず無罪となる。また、裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに行う評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にすべきかを判断する。例えば目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、我々国民が日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じなので、事前に法律知識を得る必要はない。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、その都度裁判官から分かりやすく説明される。刑事裁判では、たとえ被告人がすべての事実を認めても直ちに有罪になるわけではない。事実を争っている事件と同じく、法廷で取り調べた証拠に基づいて事実があったかどうかを判断するが、取り調べる証拠の量は、争いがある事件よりは少なくすむと考えられる。被告

人が有罪であるということになれば、どのような刑罰を被告人に科すかを定めることになる。

(3) 判決宣告・裁判員の任務終了

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告する。裁判員としての役割は、判決の宣告により終了する。

裁判員裁判の手続は、裁判官のみによる現行の裁判手続と基本的に同じだが、法廷での審理が始まる前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように、事件の争点及び証拠を整理し明確な審理計画を立てるための手続（公判前整理手続）が行われる点異なる。また、これまでの裁判は、約1か月おきに間隔をあけて行われることが多かったが、裁判員裁判においては、公判前整理手続の中であらかじめ訴訟の準備を行うことができるため、公判が始まってからは、連日的に開廷することが可能になり、多くの裁判員裁判は数日で終わる計算になる。さらに、裁判員にわかりやすいように、メリハリのある裁判を行うように様々な工夫がされ、例えば、証拠調べは、厳選された証拠によって行われ、争いのない事実については、その事実や証拠の内容・性質に応じた適切な証拠調べがなされるようになる。また、当事者（検察官又は弁護士）双方の尋問は、原則として連続して行われ、論告・弁論も、証拠調べ終了後できる限り速やかに行われることになる。このため、約7割の事件が3日以内に終わり、2割が5日以内に、1割が5日超と見込まれている。

裁判員裁判では、法律で定められた人数の裁判員と裁判官（原則として裁判員6人、裁判官3人）が一緒に事件を審理しなければならないため、裁判員が1人でも欠席してしまうと裁判ができない。したがって、裁判員に選ばれた者は、裁判に必ず出席しなければならない。裁判所が裁判員の辞任を認めない限り、裁判員は、裁判に出席する義務があるため、正当な理由がないのに裁判所に出頭しない場合には、10万円以下の過料の制裁を受けることがある。なお、裁判員に選ばれると、法令に従い、公平誠実にその職務を行うことを宣誓する義務を負うので、正当な理由がなくこの宣誓を拒んだ場合にも、10万円以下の過料の制裁を

受けることがある。

また、裁判員として審理に参加した経験を話すことについては、公開の法廷で見聞きしたことであれば基本的に話しても問題はないし、裁判員として裁判に参加した感想を話すことも問題はない。しかし、評議の秘密や裁判員の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない（守秘義務）。裁判員の守秘義務は、裁判員として裁判に参加している間だけではなく、裁判員としての役目が終わった後も守らなくてはならず、この義務に違反した場合、刑罰が科せられることがある。具体的な守秘義務の対象としては、1. 評議の秘密と2. 評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密がある。1. 評議の秘密には、例えば、どのような過程を経て結論に達したのかということ（評議の経過）、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということ、その意見を支持した意見の数や反対した意見の数、評決の際の多数決の人数が含まれていると考えられている。2. 評議以外の職務上知った秘密には、例えば、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前などが該当する。このような事項は、当事者が他人に知られたくないものが含まれている可能性が高く、不必要に明らかにされないようにしなければならないことから守秘義務の対象とされている。

裁判員等である間、裁判員等に選ばれたことを公にしてはならない（裁判員法101条1項）。裁判員候補者名簿に登録されたことや、さらにくじで選ばれて裁判員候補者として裁判所に呼ばれたことを公にすることは禁止されているが、法律で禁止されている「公にする」とは、出版、放送といった手段による場合やインターネット上のホームページ等に掲載するような場合など、裁判員候補者になったことを不特定多数の人が知ることができるような状態にすることをいう。一方、日常生活の中で、家族や親しい人に話すことは禁止されていないし、上司に裁判員等になったことを話して、休暇を申請したり、同僚の理解を求めることは問題ない。その際に、裁判所からの選任手続期日のお知らせ（呼出状）を上司や同僚に見せることについても差し支えない。なお、裁判員等でなくなった後に、自分が裁判員であったことを公に

することは禁止されていない。

裁判員や裁判員候補者が裁判所に向かう途中に事故にあった場合の補償については、裁判員は非常勤の裁判所職員であり、常勤の裁判所職員と同様に、国家公務員災害補償法の規定の適用を受ける。したがって裁判員が、その職務を果たすため裁判所と自宅の間を行き帰りする途中で事故にあった場合、同法の規定に基づき補償を受けることができる。また、裁判員候補者についても裁判員と同様に補償を受けることができる。

裁判員や裁判員候補者として選ばれた場合の服装についてであるが、裁判員や裁判員候補者がどのような服装で裁判所に行かなければならないのか等の具体的な定めはなく、普段着でかまわない。なお、現時点では裁判員に法服を支給することは考えられていない。

ところで、これまで裁判官や裁判所職員が事件関係者から危害を加えられたというような事件はほとんどおきていない。また、事件関係者から危害を加えられるおそれのある例外的な事件については、裁判官のみで審理することになっている。裁判所は安心して審理に参加してもらうために、裁判員の安全確保に万全の配慮を検討している。例えば、裁判員の名前や住所は公にされないことになっているが、万一にも事件関係者に知られることがないように、裁判員の個人情報については厳重に管理される。また、裁判員が法廷や評議室へ移動する際に、事件関係者等と接触することがないように、部屋の配置等を工夫している。それでも万一不安や危険を感じるような事態が生じた場合には、裁判所は関係機関と連携するなどして必要な措置をとる。さらに、被告人に顔や身元を知られたりする危険については、裁判員や裁判員であった人やその家族を脅した場合はもちろん、困らせる行為をした者は厳しく処罰されることになっている（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金）。また、裁判員や裁判員だった者は、評議の秘密を守る義務を負うが、これも、裁判員のだけがどのような意見を述べたかが分からないようにすることにより、裁判員への不当な接触のきっかけを作らないようにする意味もある。マスクミからの保護については、判決の宣告前は、報道機関に限らず誰でもであろうと事件に関して裁判員に接触

してはならないとされているので、取材を含め、面会、手紙、メール、電話などすべての方法によって裁判員と接触することが禁止されている。もし、裁判員の仕事に関して頼み事をした場合、その者は処罰され、判決宣告後であっても、職務上知り得た秘密を知ろうとして、裁判員と接触することは禁止されている。さらに、裁判員の名前・住所など、裁判員が誰であるのかを特定するような情報を公にしてはならないともされており、裁判員候補者の名簿も開示が禁止されているなど、裁判員の保護が図られている。

裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められている（労働基準法7条）。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律が禁止している（裁判員法100条）。裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められているが、しかし、裁判員の仕事に従事するための休暇制度を設けることは義務付けられていないので、各企業の判断に委ねられることになる。企業等に勤めている者が裁判員として裁判に参加するには、裁判員としての仕事を行うための特別な有給休暇制度の整備が重要であると考えられるので、裁判所は、法務省・検察庁、弁護士会とも連携し、各種経済団体、企業等に対し、休暇制度の導入の検討を要請している。

6. 裁判員の日当など

裁判員や裁判員候補者等になって裁判所に出向いた者には旅費（交通費）と日当が支払われる。また、裁判所が自宅から遠いなどの理由で宿泊しなければならない者には、宿泊料も支払われる。なお、旅費、日当、宿泊料の額は、最高裁判所規則で定められた方法で計算されるので（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則6条～9条）、実際にかかった交通費、宿泊費と一致しないこともある。

旅費として、鉄道（JR、私鉄、地下鉄、モノレール、路面電車、新交通システム等）運賃、船舶運賃、航空運賃が支払われる。また、鉄道・船・飛行機以外の区間は、距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われる（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則6条）。旅費の額は、原

則として、最も経済的な（安価な）経路・交通手段で計算されるので、実際にかかった交通費と一致しないこともある。鉄道で出向く場合は、新幹線や特急の片道の利用区間が100km以上（急行では50km以上）の場合、運賃のほかに指定席特急料金（急行料金）が支払われる（なお、グリーン料金は支払われない）。また、新幹線や特急の片道の利用区間が100km未満であっても、これらを利用することで宿泊する必要がなくなる場合（例えば、裁判所に出向く時間に間に合わせるために、普通列車で行くと前日に自宅を出発して宿泊しなければならないが、特急を利用すると、当日朝の出発で間に合うような場合）などは、特急料金が支払われる。これらの場合に当たらないときは、実際に新幹線や特急（急行）を利用しても、特急料金（急行料金）は支払われない。離島や遠隔地から裁判所に出向く場合など、飛行機を利用しなければならない場合には、航空運賃が支払われる。飛行機を利用する場合には、原則として、『往復割引の航空券』を購入しなければならない（往復割引の航空券は、帰りの便を予約しなくても購入できる）。鉄道、船、飛行機以外の区間は、距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われる（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則6条）。自宅から最寄り駅までバスやタクシーを利用した場合には、実際にかかったバス料金やタクシー料金が支払われるのではなく、その距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われる。また、鉄道の本数が少なくて、裁判所のある都市までバスやタクシーを利用した場合には、鉄道路線がある区間では鉄道運賃が支払われ、鉄道路線がない区間ではその距離に応じた金額が支払われる。したがって、バス料金やタクシー料金が支払われるわけではない。自家用車で裁判所に出向いた場合は、鉄道・船の区間があれば鉄道運賃・船舶運賃が支払われ、鉄道・船のない区間は距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われることになる（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則6条）。したがって、自家用車で裁判所に出向いた場合でも、ガソリン代や、高速道路、有料道路、駐車場の料金などが支払われるわけではない。

日当の具体的な額は、選任手続や審理・評議な

どの時間に応じて、裁判員候補者・選任予定裁判員については1日当たり8,000円以内、裁判員・補充裁判員については1日当たり10,000円以内で、決められる（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則7条）。例えば、裁判員候補者については、選任手続が午前中だけで終わり、裁判員に選任されなかった場合は、最高額の半額程度が支払われるものと思われる。

宿泊料は、裁判所が自宅から遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合（例えば、裁判所に出向く時間に間に合わせるためには、前日に自宅を出発しなければならない場合や、裁判の終了後、当日中の帰宅が困難となるような場合など）に支払われる。宿泊料の額は、実際にかかった宿泊料金ではなく、出向く裁判所の地域によって、1泊当たり7,800円又は8,700円が支払われる（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則8条）。なお、宿泊料が支払われる者には、「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」の宿泊料支給の有無に「有」と表示して知らせる。

旅費や日当などは、『口座振込』（事前に知らせた預貯金口座への振込み）により支払われる。銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫・信用組合、農業協同組合等の口座には振り込むことができるが、一部のインターネット専業銀行等、振込みができない金融機関もある。振込先は、原則として、本人名義の預貯金口座となるが、振込可能な本人名義の口座がない場合には、同居の家族名義の口座を振込先とすることができる。預貯金口座への入金、選任手続の日（裁判員に選任された場合は裁判の最終日）から約1週間から10日程度で行われる見込みである（振り込んだ旨の知らせが郵送される）。裁判員候補者に選ばれた場合には、「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」とともに送られる口座情報に関する書面に口座番号等の必要事項を記入して知らせることになる。また、旅費や日当などの支払いに必要であるため、裁判所に出向く際は、印鑑（スタンプ式のものを使用できない）を持参することになる。また、日当は裁判員の職務に対する報酬ではないので、裁判員が有給休暇を取って裁判に参加した場合でも、日当を受け取ることに問題はない。

おわりに

日本では、「2割司法」や「裁判沙汰」などといった言葉があるように、これまで国民は、司法制度に対して積極的に関わることを敬遠しがちであり、裁判に対してあまり関心をもってこなかったのではないかと。しかし、裁判員制度の導入・実施により、国民一人ひとりが司法制度の一役を担う重責を任せられることとなり、それは被告人の人生や被害者の人生に大きく影響を及ぼす判決を下すことにもつながるため、裁判に対して今までのように消極的で無関心ではいられなくなる。2007年の統計を前提にすると、実際に裁判員又は補充裁判員として刑事裁判に参加するのは約5,000人に1人程度（0.02%）となる。裁判員制度が、真に我々国民のために有用なものにするためにも、まずは、我々国民がその必要となる知識を備えておきたい。

注

- 1 裁判員法附則1条、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行期日を定める政令参照
- 2 本稿は、最高裁判所HPの【裁判員制度】<http://www.saibanin.courts.go.jp/>をもとにその概要を紹介している。特に、『Q&A』においては、多岐にわたる詳細な説明が施されているので参照されたい。（平成20年11月3日現在掲載）
- 3 調査票での調査事項は、就職禁止事由への該当の有無（例：自衛官や警察職員など）、客観的な辞退事由に該当する場合、1年を通じての辞退希望の有無・理由（例：70歳以上、学生または生徒、過去5年以内における裁判員経験者など）、重い疾病または傷害があるため裁判員としての参加が困難な場合、1年を通じての辞退希望の有無・理由、月の大半にわたって裁判員となることが特に困難な特定の月がある場合、その特定の月における辞退希望の有無・理由（例：株主総会の開催月など）などである。また、調査票の記載から、特定の月の大半にわたって、裁判員になることができない事情（辞退事由）があると認められた場合、当該特定の月に行われる事件については裁判員候補者として裁判所に呼ばれることはない。
- 4 質問票では、以下のいずれかに当てはまる者

につき、辞退を希望するかどうかを確認する。
①重い疾病または傷害により裁判所に出頭することが困難である。②介護または養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族がいる。③仕事における重要な用務があつて、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある。④他の期日に行うことができない社会生活上の重要な用務がある。⑤妊娠中または出産の日から8週間を経過していない。⑥同居していない親族または親族以外の同

居人を介護・養育する必要がある。⑦親族または同居人が重い病気・けがの治療を受けるための入通院等に付き添う必要がある。⑧妻・娘が出産する場合の入退院への付添い、出産への立会いの必要がある。⑨住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難である。⑩その他、裁判員の職務を行うこと等により、本人又は第三者に身体上、精神上または経済上の重大な不利益が生ずる。